

## 令和4年第3回雫石町農業委員会総会会議録

1 開催日時 令和4年3月23日(水) 午後2時

2 開催場所 雫石町役場 3階大会議室

3 出席した委員

### 農業委員

1 番 岡 森 喜与一  
2 番 山 本 長 栄  
3 番 松ノ木 睦 男  
4 番 新 田 善 男  
5 番 舛 澤 誠 一  
6 番 細 川 仁  
7 番 堂 屋 剛  
8 番 木 村 正 美  
9 番 山 崎 忍  
10 番 八丁野 よし子  
11 番 坂 下 千枝子

### 農地利用最適化推進委員

雫 石 田 村 國 彦  
雫 石 藤 村 博 志  
雫 石 福 崎 公 博  
雫 石 徳 田 雅 博  
御 所 吉 田 光 彦  
御 所 米 澤 晃  
御 所 川 口 英 敏  
御 所 細 川 健 一  
西 山 高 橋 浩 之  
西 山 柿 木 一 明  
西 山 山 田 裕 明  
西 山 松 本 光 正  
御明神 伊 藤 庄 一  
御明神 南 野 久 晃  
御明神 木 村 久 雄  
御明神 砂 壁 純 也

4 欠席した委員

推進委員 西山 朝賀 重雄、御明神 夷森 和人

5 議案

第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する可否決定について

第2号 農用地利用集積計画に対する意見決定について

第3号 農地法の適用外証明願に対する可否決定について

第4号 農地法第30条の規定による農地利用状況調査に係る農地・非農地判断に対する可否決定について

第5号 農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想の見直しに対する意見決定について

第6号 令和4年度農作業標準賃金額の設定について

第7号 令和4年度下限面積(別段の面積)の設定について

第8号 農地利用最適化推進委員の辞任について

第9号 農業委員会事務局職員の任免について

6 職務のため出席した職員

事務局長 上村 光俊、主任 四ツ家 広衣、主任 川村 佳樹

開会時刻 午後2時00分

議 長

只今から令和4年第3回雫石町農業委員会総会を開会します。  
本日の出席議員は農業委員11名、推進委員16名、計27名です。  
雫石町農業委員会規則第11条の規定により、在任委員の過半数に達しておりますので、本総会は成立します。  
本日の議事日程はあらかじめお手元に配布したとおりですので、朗読を省略します。  
諸般の報告を行います。事務局から説明をお願いします。

上村事務局長

(資料に基づき説明)

議 長

事務局から説明がありました。これに質問などございますか。

(なし)

議 長

なければ、これで諸般の報告を終わります。  
次に、本日の議事日程に入ります。  
日程第1、会議録署名人及び書記の指名についてお諮りします。本件は、雫石町農業委員会規則第13条の規定により当職から指名することにご異議ございませんか。

委 員

「異議なし」の声

議 長

異議なしと認め、会議録署名人には9番、山崎忍委員、5番、舛澤誠一委員、書記には事務局の四ツ家主任、川村主任を指名します。  
日程第2、会期の決定についてお諮りします。この総会の会期は本日1日としたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

委 員

「異議なし」の声

議 長

異議なしと認め、会期は本日1日とすることに決定しました。  
日程第3、議案第1号、農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する可否決定を議題とします。事務局の説明を求めます。

川村主任

議案の許可申請事項について説明いたします。  
番号1、〇〇が共有持分5分の1を所有する畑1筆、面積2,342㎡について、〇〇に贈与しようとするものです。以上説明しました案件に係る調査書を4ページに添えておりますが、農地法第3条第2項の規定に該当しないため、許可要件のすべてを満たしているものと思われれます。なお、別冊にてこの申請に係る地図等を配布しておりますの

で、併せてご覧下さるようお願いいたします。

議 長

事務局の説明が終わりました。今回の現地確認は7番、堂屋剛委員、田村國彦推進委員、川口英敏推進委員、松本光正推進委員が行っています。質疑の前に、現地確認の全般と本案件の報告を堂屋委員にお願いいたします。

7番 堂屋委員

現地調査全般についてご報告いたします。3月16日、第4班の農業委員と農地利用最適化推進委員及び事務局が現地調査を行い、申請のあった農地並びにその周辺の農地の利用状況を確認いたしました。

全ての案件につきまして、譲受人又は借受人に係る申請内容、営農計画などから、耕作の事業に供すべき農地の全てを効率的に利用出来るものと見込まれます。また、地域に及ぼす影響については一般的な栽培計画、利用計画であることから、周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられます。

引き続き番号1について報告いたします。場所は総会資料の23ページにあります『3条：〇〇・〇〇』となっている所で、〇〇から西へ約30mの隣接する場所になります。詳細な位置などは別冊資料1の1～2ページをご覧下さい。本件は土地の贈与ですが、〇〇さんと〇〇さんとはご姉弟との事で、〇〇さんが労働力不足により今後、耕作していくことが困難であるため、弟の〇〇さんが譲り受け野菜を栽培する計画との事です。申請地は積雪により現況を確認できませんでしたが、野菜を栽培する計画で確認していましたので、問題ないものと思われま

議 長

現地確認報告が終わりました。これより質疑に入ります。  
質問や意見はありますか。

(なし)

議 長

なければこれで質疑を終結し、採決に入ります。

議案第1号、農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する可否決定について、原案を可とすることに賛成の方の挙手を求めます。

委 員

「全員挙手」

議 長

全員挙手ですので、議案第1号は、原案のとおり決定しました。

日程第4、議案第2号、農用地利用集積計画に対する意見決定を議題とします。事務局の説明を求めます。

川村主任

議案の内容について説明いたします。

始めに、所有権移転の計画内容について説明いたします。

番号1、〇〇が所有する田5筆、面積計11,415㎡について、〇〇と売買しようとするものです。

なお、別冊にてこの申請に係る地図等を配布しておりますので、併せてご覧くださるようお願いいたします。

続きまして、利用権設定の計画内容について説明いたします。

所有者名と土地について順に読み上げます。

番号1、〇〇が所有する田2筆、面積計1,695㎡について、〇〇と。

番号2、〇〇が所有する田6筆、面積計9,032㎡について、〇〇と、それぞれ新規に利用権を設定するものです。

番号3、〇〇が所有する田5筆、面積計9,794㎡について、〇〇と利用権を再設定するものです。

番号4、〇〇が所有する田4筆、面積計8,684㎡について、〇〇と新規に利用権を設定するものです。

番号5、同じく〇〇が所有する田2筆、面積計5,167㎡について、〇〇と利用権を再設定するものです。

番号6、〇〇が所有する田2筆、面積計3,766㎡について、〇〇と新規に利用権を設定するものです。

いずれの案件につきましても農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしており、許可相当であると認められます。

議 長

事務局の説明が終わりました。質疑の前に、現地確認報告を田村推進委員にお願いします。

田村 推進委員

所有権移転の番号1についてご報告いたします。場所は総会資料の23ページにあります『利用集積：〇〇・〇〇』となっている所で、〇〇から北東へ約1kmと約600m向かった2箇所場所になります。詳細な位置などは、別冊資料1の3～6ページをご覧ください。本件は利用集積計画での所有権移転ということですが、現地についてはこれまで今回買い受ける〇〇さんが経営する〇〇さんが、賃貸借により水田として利用してきた農地であり、所有権移転後も引き続き同様に利用する計画ですし、取得者の〇〇さんは認定農家で大規模に経営しておりますので、問題はないものと判断されます。

議 長

現地確認報告が終わりました。これより質疑に入ります。質問や意見はありますか。

(なし)

議 長

なければこれで質疑を終結し、採決に入ります。

議案第2号、農用地利用集積計画に対する意見決定について、原案

を可とすることに賛成の方の挙手を求めます。

委員 「全員挙手」

議長 全員挙手ですので、議案第2号は原案のとおり決定しました。

日程第5、議案第3号、農地法の適用外証明願に対する可否決定を議題とします。事務局の説明を求めます。

川村主任 議案の内容について説明いたします。

番号1、願出人は所有者の〇〇、願出の土地は田1筆、畑1筆、面積計737㎡です。非農地となった事由は、平成22年に父から相続した時点で全体的に盛土がされ現在の状況になっていたとの事で、申請書に添付された昭和51年当時の航空写真では農業用施設と思われるものが建築されていることも確認しており、この当時から農地ではない利用がされていたとの事です。

番号2、願出人は所有者の〇〇、願出の土地は田3筆、面積計796㎡です。非農地となった事由は、祖父の代から宅地の一部として駐車スペースや作業小屋等を整備し、隣接する宅地と一体的に利用してきたとの事です。

以上、説明しました案件にかかる現地確認書を12ページに添えておりますが、すべて非農地となってから20年以上経過し、農地に復旧することは困難であり、農地法第2条第1項に規定する農地ではないと思われます。なお、別冊にてこの申請に係る地図等を配布しておりますので、併せてご覧下さるようお願いいたします。

議長 事務局の説明が終わりました。質疑の前に、現地確認報告の番号1を松本推進委員に、番号2を川口推進委員にお願いします。

松本 推進委員 番号1についてご報告いたします。場所は総会資料の23ページにあります『適用外：〇〇』となっている所で、申請者の〇〇さんが所有する実家の宅地に隣接する場所です。詳細な位置などは別冊資料1の7～11ページをご覧下さい。現地は盛土され昭和51年以前に建築された作業小屋が一部残っており、隣接する宅地と一体的に利用されている状態でした。申請書類の写真では昭和51年当時に農業用施設と思われる建物が建築されていることも確認しております。農地法の手続きが必要な土地とは知らずに利用され、現在の状況となってから20年以上が経過しており、適用外証明も止むを得ないと判断されます。

川口 推進委員 番号2についてご報告いたします。場所は総会資料の23ページにあります『適用外：〇〇』となっている所で、申請者の〇〇さんの自宅に隣接する場所です。詳細な位置などは別冊資料1の13～16ページをご

覧下さい。現地は宅地の一部として駐車スペースや作業小屋等が整備され利用されている状態でした。こちらの案件についても農地法の手続きが必要な土地とは知らずに利用され、現在の状況となってから20年以上が経過しており、適用外証明も止むを得ないと判断されます。

議 長 現地確認報告が終わりました。これより質疑に入ります。  
質問や意見はありますか。

(なし)

議 長 なければこれで質疑を終結し、採決に入ります。  
議案第3号、農地法の適用外証明願に対する可否決定について、願  
い出のとおり証明することに賛成の方の挙手を求めます。

委 員 「全員挙手」

議 長 全員挙手ですので、議案第3号は証明することに決定しました。  
日程第6、議案第4号、農地法第30条の規定による農地利用状況調  
査に係る農地・非農地の判断に対する可否決定を議題とします。事務  
局の説明を求めます。

川村主任 議案の内容について説明いたします。本議案につきましては、昨年  
の6月から7月にかけて実施した農地利用状況調査により、7月20日  
に行った農地有効利用検討会において「非農地」として判定した農地  
の所有者等に対し、「遊休農地の非農地判断に係る事前通知書」を9月  
17日付けで発送し、所有者等から「非農地証明願」が提出された農地  
について今回、非農地判断の可否についてお諮りするものです。

利用状況調査に伴う農地・非農地の判断対象農地について、所有者  
名と土地の登記地目とその筆数のみ、ご説明いたします。

番号1、〇〇が所有する畑1筆。以上1件、1筆について、いずれも  
農地の状況は議案書の調査内容及び備考欄に記載のとおり  
の状況であり、利用状況調査班において非農地と判定している所  
です。なお、別冊にてこの案件に係る地図等を配布して  
いますので、併せてご覧下さるようお願いいたします。

議 長 事務局の説明が終わりました。これより質疑に入ります。  
質問や意見はありますか。

(なし)

議 長 なければこれで質疑を終結し、採決に入ります。

議案第4号、農地法第30条の規定による農地利用状況調査に係る農地・非農地の判断に対する可否決定について、原案を可とすることに賛成の方の挙手を求めます。

委員 「全員挙手」

議長 全員挙手ですので、議案第4号は原案のとおり決定しました。

日程第7、議案第5号、農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想の見直しに対する意見の決定を議題とします。農林課の説明を求めます。

農林課 (農林課より説明)

議長 農林課の説明が終わりました。これより質疑に入ります。質問や意見はありますか。

8番 木村委員 (木村委員より質問)

農林課 (農林課回答)

議長 ほかにありませんか。

(なし)

議長 なければこれで質疑を終結し、採決に入ります。

議案第5号、農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想の見直しに対する意見の決定について、原案を可とすることに賛成の方の挙手を求めます。

委員 「挙手多数」

議長 挙手多数ですので、議案第5号は原案のとおり決定しました。

(農林課退室)

日程第8、議案第6号、令和4年度雫石町農作業標準賃金額の設定を議題とします。事務局の説明を求めます。

四ツ家主任 令和4年度農作業標準賃金の設定(案)でございます。

標準賃金の設定にあたりましては、令和4年3月4日に農作業標準賃金検討委員会を開催し、検討委員として学識経験者6名、農家代表

として委託者・受託者9名の方に出席して頂き、委員の皆様にご審議をして頂き、検討委員会としての案を決定して頂きました。

検討の結果、岩手県の最低賃金が令和3年10月に改正され、日額6,344円から6,568円になっています。今年度の人力の部、水田作業の標準額は最低賃金を上回っていましたが、畑作業の標準額が最低賃金を下回っていたので水田作業と同額で決定しました。

次に、請負の部の昀摺り表記を漢字に改めました。また、乾燥機利用調整の摘要欄の水分段階に関する記述を変更しました。さらに、防除の摘要欄にドローン散布を追加しました。

そのほかの作業料金については変更なしで決定しています。

次に留意事項の2に燃料高騰の場合に関する記述を追加しました。また、留意事項を1項目追加し、7番として水分の段階に応じた乾燥料を、カントリーエレベーターの基準に準ずる旨を追加しました。

議 長

事務局の説明が終わりました。これより質疑に入ります。  
質問や意見はありますか。

8番 木村委員

畑作業の金額を水田と同じにしたとの事ですが、令和3年度は金額を教えてください。それから、昀摺りの表記を変えたとの事ですが、金額は変わっていますか。

四ツ家主任

今年度の畑作業賃金は6,400円で、水田作業と300円の差がありました。6,400円では県の最低賃金6,568円を下回ってしまいますので、水田作業の額と同額にし、最低賃金を上回るようにしました。

また、経緯は不明ですが、雫石町だけ水田作業と畑作業の賃金に差がついており、畑作業が低い金額に設定されていましたが、他市町村を見ても同じ金額にしていますので、当町も水田作業と畑作業を同じ金額としました。

請負の部の昀摺りという表記を、これまではひらがなで表記していたものを、見づらいを漢字に変えたほか、昀摺りと乾燥を合わせて作業する際に、「水分が基準に当てはまらない時どうすればいいか」と問い合わせがあり、JAカントリーエレベーターの水分基準に合わせる事で検討委員会で決定して頂きました。請負の部の金額には変更箇所はありませんが、大幅な燃料高騰や水分量が多い等の突発的なものがあった場合には加算になる旨を留意事項に追記したものです。

上村事務局長

補足します。乾燥機利用調整30kg770円の摘要欄、水分21.9%以下のもの(上記、昀摺り330円含む)のカッコ書きの部分は、私のほうで表示するよう指示したもので、ある農家の方から、乾燥機利用調整のなかに昀摺りが含まれている事が分かるように表示してほしいと依頼があり、このような表記にさせて頂きました。



8番 木村委員           そうすると、例えば、籾摺りをしないで乾燥だけお願いした場合は440円になるという事でしょうか。

四ツ家主任           そうなります。カントリーエレベーターの乾燥料は、水分段階に応じた金額が設定されており、農家の方には乾燥料金表が配布されているか、JAに問い合わせればわかると思います。水分21.9%未満の乾燥だけであれば440円、水分21.9%を超えるようであれば、カントリーエレベーターの金額に応じてプラスになると思います。

8番 木村委員           この表示だと、パッと見た時に、乾燥だけの金額は770円と間違えるのではと思います。カントリーエレベーターでは籾摺りを含まない金額で表記していると思うので、今回は既に検討委員会で決定しているので変えられないと思いますが、次回からは、乾燥料と籾摺り料を分けるか、籾摺り料330円含むの部分を目立つようにしておいたほうがよいと思います。

議 長                   今の木村委員の意見を踏まえ、来年度の標準賃金検討委員会で検討したいと思います。

他にありませんか。

(なし)

議 長                   なければこれで質疑を終結し、採決に入ります。  
議案第6号、令和4年度雫石町農作業標準賃金額の設定について、原案を可とすることに賛成の方の挙手を求めます。

委 員                   「全員挙手」

議 長                   全員挙手ですので、議案第6号は原案のとおり決定しました。  
日程第9、議案第7号、令和4年度下限面積(別段の面積)の設定を議題とします。事務局の説明を求めます。

川村主任               議案の内容について説明いたします。

令和4年度下限面積(別段の面積)の設定について、平成21年12月施行の改正農地法により、農業委員会が農林水産省令で定められる基準に従い、市町村の区域内の全部又は一部について、これらの面積の範囲内で別段の面積を定め、農林水産省令で定めるところによりこれを公示したときは、その面積を農地法第3条第2項第5号の下限面積として設定できることとなりました。「農業委員会の適正な事務実施について」が平成22年12月22日付けで一部改正され、農業委員会は毎

年、下限面積（別段の面積）の設定又は修正の必要性について審議する事となっております。このため、令和4年度の下限面積（別段の面積）の設定について以下のとおり提案いたします。

（1）農地法施行規則第17条第2項の適用について。方針、現行の下限面積（別段の面積）10aの変更は行わない。理由、新規就農者の多様な参画により農地の保全や農地の有効利用が必要なためです。

議 長 事務局の説明が終わりました。これより質疑に入ります。  
質問や意見はありますか。

（なし）

議 長 なければこれで質疑を終結し、採決に入ります。  
議案第7号、令和4年度下限面積（別段の面積）の設定について、原案を可とすることに賛成の方の挙手を求めます。

委 員 「全員挙手」

議 長 全員挙手ですので、議案第7号は原案のとおり決定しました。  
日程第10、議案第8号、農地利用最適化推進委員の辞任を議題とします。事務局の説明を求めます。

上村局長 農地利用最適化推進委員の辞任について、本人から申し出があったため農業委員会等に関する法律第23条の規定により、承認を求めます。辞任する委員、朝賀重雄。理由については一身上の都合によりとの事で、辞任年月日は令和4年3月31日付となります。

議 長 事務局の説明が終わりました。この案件は人事案件ですので、質疑を省略し、直ちに採決に入りたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

委 員 「異議なし」の声

議 長 異議なしと認め、これより採決に入ります。議案第8号、農地利用最適化推進委員の辞任について、承認する方の挙手を求めます。

委 員 「全員挙手」

議 長 全員挙手ですので、議案第8号は承認されました。  
日程第11、議案第9号、農業委員会事務局職員の任免を議題とします。事務局の説明を求めます。

上村局長

農業委員会事務局職員の任免について、職員の定期人事異動により  
栗石町長から協議があったので、農業委員会等に関する法律第26条第  
3項の規定により同意を求めるものです。

1 任用する職員、係長、高橋恵。令和4年4月1日付での任用です。

2 町長部局に出向を命ずる職員、係長、高橋直也。令和4年4月1  
日付での出向です。

議 長

事務局の説明が終わりました。この案件は人事案件ですので、質疑  
を省略し、直ちに採決に入りたいと思いますが、これにご異議ござい  
ませんか。

委 員

「異議なし」の声

議 長

異議なしと認め、これより採決に入ります。議案第9号、農業委員  
会事務局職員の任免のうち、1. 任用する職員、係長、高橋恵につい  
て、同意する方の挙手を求めます。

委 員

「全員挙手」

議 長

全員挙手ですので、議案第9号、1. 任用する職員、係長、高橋恵は  
同意することに決定しました。

次に、2. 町長部局に出向する職員、係長、高橋直也について、同意  
する方の挙手を求めます。

委 員

「全員挙手」

議 長

全員挙手ですので、議案第9号、2. 町長部局に出向する職員、係  
長、高橋直也は同意することに決定しました。

以上をもちまして本日の日程は全部終了しました。これをもちまし  
て本日の会議を閉会します。

閉会時刻 午後3時10分

以上が令和4年3月23日、栗石町役場3階大会議室に於いて開催された、栗石町農業委  
員会総会の審議経過及び結果に相違ないことを証にするためここに署名する。

令和 4 年 3 月 23 日 開催

議 長 会 長

---

議事録署名人 9 番

---

5 番

---